

## 工事成績評定の除外について

長野市会計局検査課

### 1. 概要

工事成績評定は、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、技術力を生かして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行い、それらを活用しているものです。

工事成績評定の目的である工事の公平かつ的確な評価とするため、評価対象が少ない工事や評価が困難なものについて、工事成績評定を実施しないことがあります。

### 2. 対象工事

【修繕工事】軽微なもので出来形の確認で足りるもの

維持修繕及び部分的な改修工事または、機器の分解整備及び部品交換工事

【管理工事】出来形の確認で足りるもの

浚渫、除草、清掃等である工事

【解体工事】工事目的物がなく、評価対象が著しく少ないもの

建築物等の解体撤去工事または、埋設廃棄物の処分工事

【二次製品設置工事】工事費のうち二次製品費が多く占め、評価対象が少ないもの

工場製作の二次製品等の設置または取替え工事

【機器設置工事】規格品等の既製品が工事目的物となり、評価対象が少ないもの

規格品等の機器の設置または、取替え工事

【運動場整備工事】供用開始等により、工事目的物の評価が困難なもの

土系運動場のオープン前整備で不陸整正・転圧のみの工事

【その他工事】

上記以外で、出来形の確認のみである工事

### 3. 評定除外工事

上記対象工事のうち、規模および評定の目的から評定除外と認めるもの。

### 4. 評定除外工事の通知

工事成績評定の除外とする工事は、竣工検査後、施工者に通知します。